令和元年 第12回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和元年12月10日(火曜日)

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第12回会議議事録

1 開催日時 令和元年12月10日 午後1時30分

2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室

3 出席委員 19名

1番委員 櫛渕武重 2番委員 星野敏雄 3番委員 内海博光 4番委員 髙橋公利 5番委員 廣田尚夫 6番委員 石坂哲次 7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉野拓夫 9番委員 星野 榮一 10番委員 阿部均司 11番委員 森下一郎 12番委員 本 多 偉 男 13番委員 本 多 通 治 14番委員 原澤幸好 15番委員 原澤 16番委員 田村隆司 17番委員 内海 美津江 18番委員 髙宮玉江

19番委員 髙 橋 久美子

- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員

18番委員 髙宮玉江 1番委員 櫛渕武重

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名 事務局長 鈴 木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
- 7 会議に附した事件

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第49号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第50号 農用地利用配分計画案に関する意見について

議案第51号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項 • 報告事項

- (1)農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地届出復元農地台帳登載について
- (3)農地売買あっせん申出書について

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に18番髙宮玉江委員・1番櫛渕武重委員 を指名し議事に入る。 それでは、早速議事に移ります。

議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明等をお願いします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第47号農地法第3条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件2件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書·順次、朗読説明)

以上、よろしくお願いします。

議長

ただいま事務局より説明をいただきました。番号1番につきまして、〇〇さんの経営移譲に伴う許可の申請ですが、これにつきましては、地元の委員で髙橋公利委員より、調査結果のほうについて説明をお願いします。

4番委員

4番の髙橋公利です。初めてなので、ちょっとわからないことがあって申し わけありません。

○○さんですが、酪農とリンゴ栽培をしていたんですが、子供さん○○君の就農を機に親父さんはリンゴを専門で、息子さんは、主に牛のほうというふうに分けて栽培をしていたようでした。7○歳ということで息子さんのほうに経営移譲をするということです。息子さんは、この近隣の土地等を借りまして牧草地等を有効に活用させたい、さらに地域では中心的な働きをしている方です。

調査について、申しわけありません。書類を送っていただいたんですが、しっかり見ていなかったために、毎回のことだと思っていて申しわけありません。

権利を取得しようとするものということですが、非常にしっかりしていまして、確実にその後も可能だと思われます。また、面積も十分ありまして、地元でもこれから地域で中心的な役割を担っていく方だと思います。

その他周辺についてのことも一切問題ないと思いますので、この件については、ぜひこの形で進めていただければと思っております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

お父さんから息子さんに経営移譲に伴う申請でございますので、常に営農されている方でございます。特に問題はないと思われますので許可をしたい。この件に関しましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、経営移譲に伴う案件でございますので、後継者の方に経営移譲するという形でございますので、許可相当と認めて許可をしたいと思います。 よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

それでは、そのように決定をいたします。

続きまして2番、〇の〇〇さん、これは〇〇さんへ所有権移転ですが、これにつきましても地元の原澤幸好委員さんに調査をお願いいたしてありますの

で、調査結果について報告をお願いいたします。

1 4 番委員

農地法4、5条で調査しにいきました。私は14番の原澤です。

12月1日に現地調査と聞き取り調査を行ってきました。

それで、この〇〇さんは〇〇さんの宅地とすぐ接続していて、今、数年は〇〇さんが耕作しているという、そういう状態です。それで後継者の嫁さんが今リンゴ栽培をしているんですけれども、一生懸命手伝っていました。

こういうことで規模拡大というような形で、調査事項の1、2、3、4、5は、私が見ておおむねよいと判断してきました。皆さんのほうの審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいま報告をいただいたとおりでございますが、 この申請に関するご意見、質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、申請どおり許可することに決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第48号農地法第5条の規定による許可申請について、事 務局より説明をお願いします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第48号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、2件です。

次のページをお開きください。

◇ (議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。

番号1番、〇〇の〇〇、〇〇さんの有料老人ホーム施設用地の案件でございますが、これにつきまして、担当であります職務代理の星野委員に調査をお願いしておりますので、調査結果について報告をお願いします。

2番委員

2番の星野敏雄です。12月2日に現地を見て調査した結果なんですけれども、まず、転用をすぐする気があるのかどうかということで聞いたところ、許可ができ次第すぐやりたいというふうな申し出でありました。それから、面積的には、もう既に北側に老人ホームができているんですけれども、それと同じようにして〇〇さんの土地に有料老人ホームを建てたいということでございました。面積的には1,000㎡以内ということで、妥当ではないかなというふうに判断しております。

それから、周辺農地の営農への影響ということなんですけれども、周りが道路または既に自分で建てています老人ホームということで、周りの農地にはほとんど支障はないところと思われます。

それから、そのほかの作物等による防除関係なんですけれども、合併浄化槽にして浸透式にすると。浸透ますにより浸透式にして対応したいと。その辺については、まだ土地計画の公共下水ができておりません。ということは、今、〇まで来ている道路があるんですけれども、それが延長されて〇〇につながるということのようですので、それができないと公共下水も仕上がらないということで、公共下水ができてから先は、この浸透ますではなくて公共下水のほうに流していきたいというふうに考えているというわけです。

そういう点から見ても、ほかの農地に対して影響を及ぼすということはない ものと思われます。

以上、簡単な説明なんですけれども、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。今報告をいただいたとおりでございますが、質問、 ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、申請のとおり許可することに決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そのように決定をさせていただきます。

続きまして、2番、〇の〇〇さんの〇〇さんが敷地として利用するということでございますが、これにつきましても、担当になります原澤幸好委員さんに調査をお願いしてございますので、報告をお願いいたします。

14番 14番の〇地区の担当の原澤です。また同じく農地法4条と5条の点で聞き取りと現地調査を行いました。日にちは12月1日です。それで、〇〇さんなどと話した結果、数年前から〇〇さんの農地を借りて管理していたそうです。それで今回、その400㎡だけ群馬県知事の農振の許可を得ております。それで、お互いにそのほうが農地として活用できるかなと思って、私はそう判断いたしました。それで。調査事項1、2、3、4、5に対して、おおむねよいと判断してきました。皆さんの審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。これにつきましては、前に農振除外のとき立ち会っていただいた委員さんもおられると思いますが、この件に関しまして、質問、 意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特にございませんか。なければ、申請どおり許可をすることにしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そのように決定をいたします。

続きまして、議案第49号農地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 5ページをお開きください。

議案第49号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利

用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件、11件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年、23,449㎡、利用権存続期間は3年、7,116㎡、5年、5,301㎡、10年、11,032㎡、畑は賃貸借の通年、18,094㎡、利用権存続期間は5年、11,813㎡、10年、6,281㎡、合計は41,543㎡です。貸し手は11戸、借り手は6戸でございます。

7ページから11ページにかけて総括表がございますので、ご覧いただくようお願いします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いします。

議長

事務局より説明をいただきました。

総括表は11ページまでに個別の設定について記載をされておりますが、質問、意見等ありましたらお願いします。

(「なし」の声)

なければ、この計画のとおり承認をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。そのように承認させていただきます。

続きまして、議案第50号なんですが、これにつきましては、髙橋公利委員に関連する案件もございますので、協議終了まで髙橋委員にちょっと退席をお願いして、ほかの委員さんで協議をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第50号農地利用配分計画案に関する意見について、事務局 より説明をお願いいたします。

事務局

12ページをお開きください。

議案第50号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。

別紙記入事件、1件です。

次のページをお開きください。

◇ (議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。今、説明をいただいたとおりなんですが、これ地元の委員さんが関連していますので、これにつきましては内海委員さんより、調査結果について報告をお願いします。

3番委員

3番、〇地区担当の内海博光。隣ということで、8日に〇〇さん立会いのもとに調査に行ってまいりました。場所は、JAの〇スタンドから徒歩で数分のところなんですけれども、そこからおりたところです。近隣には結構リンゴ園とかあるわれですけれども、リンゴ自体はかなり成木で大きくなって い

ます。こうしたものが、もし売り手がなくて放棄されてしまうと周りに悪影響が出るわけですけれども、今まで借りた方がしっかり管理してきてくれ、それをまた公利氏が引き継いでいくという、いろいろ条件的にもありますが気合いを入れてやってくれると思いますので、1、2、3、4、5について該当するものはないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、これに関しまして、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特にないようでしたら、申請のとおり承認をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。そのように決定をさせていただきます。

申しわけありません。髙橋さん、お戻りいただいて。

続きまして、議案第51号農地に該当しないことの証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

14ページをお開きください。

議案第51号農地に該当しないことの証明願についてです。

「農地法の運用について」の規定に基づき、証明願があったので、農地法第 2条第1項に規定する「農地」でないことの判断を求める。

1. 別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願いします。

議長

非農地の証明願につきましては、地元の代表、星野委員に現地を確認調査お願いしてございますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

2番委員

2番の星野です。〇地区を担当しております。

これについて、12月5日に現地に行って調査したところ、本人から聞いたときには、当時は桑畑だったということだったんですが、もう蚕を飼うということがなくなったものでして、そのままにしておいていったら、現地調査したところ、桑のおもかげはどこにもないというような状況です。それで、ほとんど雑木林、もう大きな木が生えていて、それから、そこの畑に行くのに道も2m以下くらいの細い道、機械等は恐らく入らないというような状況です。道路にしても、公社を頼んで入れるというふうなこともできないような状況、それからその脇が〇の土地改良は既にしてあるんですけれども、土地改良の地区堺沿いの道路または水路等が大型車が入るような場所ではないというようなことで、ほとんど農地にすることは難しいところだなというふうなことで、事務局と一緒に現地調査をしてまいりました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

今ご報告をいただいたとおりで、現況はかなり山林の状態、この調査結果を

含めまして、皆さんからご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 (「なし」の声)

特になければ、農地に該当しないことを証明するということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そのように証明書を発行させていただきます。

続きまして、協議・報告事項に移ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局

16ページをごらんください。

報告第1号です。農地法第18条第6項の規定による届け出がありましたので報告いたします。

◇ (議案書・順次、朗読説明)

以上です。

議 長 それでは、賃貸借に関する契約を解除するということがありましたという報告です。

続きまして、協議・報告事項の2ですけれども、事務局よりお願いいたします。

事務局

17ページをごらんください。

報告事項(2)農地台帳の登載に係る取り扱いについて農地台帳に登録される農地の確認をお願いいたします。

◇ (議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくご確認をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま農地台帳の登載の申請が出てきたんですが、現地の担当でございま す本多通治委員さんに確認をお願いしてございますので、調査の報告をお願い します。

13番委員

現地は既に牧草が栽培されています。〇〇さんは私の担当地区で酪農家であります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

既に牧草として活用されていることでございますので、農地として問題ない と思われますが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それでは、農地台帳に登載することに決定をさせていただきます。

続きまして、協議・報告事項の3ですが、農用地の売買あっせんの申出書についてお願いいたします。

事務局

それでは最後のページ、18ページをお開き願います。

下記のとおり農用地の売り渡しあっせん申出書の提出がありましたので報告

します。

◇ (議案書・順次、朗読説明)

以上、報告内容はこれだけなので、お手元の資料にあっせんの参考資料ということでつけてあるんですけれども、この中には農地の売買に係る参考資料がございます。農業委員会のあっせんや農地利用集積化計画による売買については、例えば譲渡所得の800万円の控除が適用されて、また買った方も不動産取得税や登記の免許税が軽減されるというような特例を設けております。今回のように地元から離れている方が農地の処分に困るというのは、やがては荒廃農地になってしまうというようなこともあるかもしれませんので、今後は優良農地の保全とか集約化を図るためにも、このような制度を活用しながら推進していくことで中心経営体や新規就農者の育成にも期待できると思いますので、きょうお集まりの委員の皆さんにおかれましても、このような制度があるということをご理解いただいて、もし農地の相談がありましたら、こういったものをご活用するようにお願いいたします。

以上で農地のあっせんの申出書について報告をさせていただきますが、これにつきましては進展がありましたら逐次報告させていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局からの説明がございましたが、農地についてあっせんというような形でございますので、荒廃農地をこれ以上ふやしていくということは農業委員会で得策ではございませんので、受理をして、地元の農業委員さん等と連携しながらあっせんをして、ぜひ耕作を続けていただけるように進めていきたいと思いますので、今後ともご協力をお願いいたし、またその都度委員会等で事務局より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で協議・報告事項が終わりまして、その他について事務局よりありますか。

ないですか。よろしいですか。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時08分〕